

まちづくりキャッチフレーズ **人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」**



子どもたちの健やかな育ちを願って 第22回くらよし打吹流しびな

4月8日(日)、白壁土蔵群の玉川で、第22回くらよし流しびなが行われました。

流しびなは、紙などで人形を作り、これで体をなで、災いをその人形にうつして川や海に流す行事から生まれた風習です。この日の午前中は天気にも恵まれ、大勢の人が流しびなを一目見ようと玉川を訪れました。午前10時30分からの神事のあと、11時ごろから、子どもたちは楽しそうに願いごとを書いた流しびなを次々と川へ流しました。

子どもたちの晴れ姿を見守る人の表情も笑顔で、参加者にはよい思い出となったようです。

市内秋喜から参加した奥村^{ふみ}美未さん(5歳)は、「早起きや自分からなんでもできる6歳になりたいと流しびなに願いを書きました」とお父さんと手をつないで少しはさかしく話していました。

C O N T E N T S

- 若者の定住化に向けて ……2～3
- 市議会3月定例会／倉吉市保存樹紹介①…4
- 倉吉市地産地消協力店認定 ……5
- ソナチャン・イヤギ／地区の話題 ……6
- インフォメーション ……7～9
- あんしんファイル ……10～11
- キラリ／鳥取キタロウズ応援歌／
キャンパスだより／人口 ……12

新築住宅の固定資産税減を減免します

「若者の定住化」を促進し、若者に定住してもらうことで活力があり、魅力あるまちを創造するため、子育て支援の充実、若者に対し就職の支援など各種の事業を展開しています。こうしたなか、若者が市内に住宅を新築したとき、その住宅に対する固定資産税を一定期間減免し、税制面から若者を支援します。

【減免対象住宅】

(1)平成19年1月2日から当分の間(平成24年1月1日までの予定)市内に住宅を新築したとき。
(共同住宅および貸家の用に供する住宅を除く)または、市内に新築された分譲マンションおよび建売住宅を取得したとき(新築住宅、分譲マンション、建売住宅いずれでも新築後2年度目以降に売買、贈与、相続などで取得されてもこの減免の適用は受けられません)

(2)床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅で、人の居住の用に供する部分が50%以上あるもの
(地方税法附則第16条第1項および第2項に規定する新築住宅に対する固定資産税の減額措置の適用を受ける住宅)

【減免対象者】

(1)その年の1月1日現在、新築した住宅に居住し、住宅地に住民登録をしている人

(2)新築住宅の所有者(夫婦、親子などで住宅を共有している場合も含みます)

(3)新築住宅の所有者がその年の1月1日現在、35歳以下であること。ただし、新築住宅の所有者が35歳を超える人でも、その配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の人が事実上婚姻関係と同様の人が)

または婚約者を含む)がその年の1月1日現在、35歳以下で、新築住宅に所有者と同居し住宅地に住民登録をしていれば対象となります。

(4)市税などの滞納がない人

人の居住の用に供する部分(床面積120㎡以下の部分に限る)で地方税法附則第16条第1項および第2項の規定で固定資産税を減額された額と同額を減免いたします(夫婦など共有で住宅を所有している場合であっても持分の割合に関係なく減免します)

【減免対象期間】

新築住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分とします(例えば、平成19年1月2日から平成

20年1月1日までの間に住宅を新築された場合、平成20年度から22年度までの3年度分について減免となります)

【減免申請書の提出】

最初に課税される年度に限り、減免申請書に市町村税納税証明書などを添えて提出していただく必要があります(第2、第3年度分については必要ありません)

【減免の取消し】
(1)減免決定を受けた新築住宅に居住しなくなったとき、または住民登録を有しなくなったとき(配偶者、事実婚と認められる人、婚約者も同様の取扱いとあります)

(2)減免決定を受けた新築住宅の所有者でなくなったとき(転売、転貸など)

(3)市税など滞納の理由が生じたとき

(4)虚偽の申請で不正に減免を受けたことが判明したとき

※問合せ先…税務課(☎22-8114)



1日 若者子育て世帯買物応援事業 5月 がスタート!!

未来の倉吉市を支える若者、子どもたちを地域全体でバックアップしましょう。

◆事業を始める背景は

○若者の定住化促進はまちづくりの重点課題です。
○若者の視点に立ち、若者にとって魅力あるまちづくりを進めることが必要です。

○若者の視点に立つと、子育てをしている世帯の経済的負担の軽減が必要です。
○経済的負担を軽減できるよう「子育てを地域全体で支える」仕組みが必要です。

◆事業の概要は

○地域の一人として子育てに協力していただく「倉吉市若者子育て世帯買物応援事業協賛店(協賛店)が、「小学校就学前の子どもがいる世帯、妊婦の人がいる世帯」(当てはまる世帯)を支援する事業です。

○当てはまる世帯の人が協賛店を利用されると割引・特典を受けることができます。

○平成23年3月31日までの期間を定めて実施します。
◇5月1日までに「わくわくくらし子育て応援カード」(協賛店ステッカー)をそれぞれに送付します。



有効期限：平成00年3月31日まで
※妊婦の人がいる世帯は、母子手帳の提示で割引・特典を受けることができます。

若者の定住化に向けて

子育て

総合支援センター

5月オープン！

倉吉市では、「一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに育つまち くらよし」を基本理念に倉吉市次世代育成支援行動計画にもとづいた子育て・子育ての応援事業をすすめています。

現在、乳幼児期の子育てを支えるシステムづくりとして、「子育て総合支援センター」の5月オープンに向けて準備をすすめていますので、今回はその概要についてお知らせします。

【子育て総合支援センターQ&A】

Q1 どこにできるの？
A1 旧上灘保育園舎(倉吉市上灘町160)を利用して開設します。

Q2 いつ利用できるの？
A2 火曜日と土曜日 午前9時から正午までと、午後1時から4時までです。

日・月・祝日と年末年始はお休みします。

Q3 どんな人が利用できるの？
A3 乳幼児(小学校就学前の子ども)とその保護者の人は、どなたでもご利用いただけます。また、子育て支援の活動をしている個人・グループにもご利用いただけます。

※子どもだけの利用はご遠慮いただきます。

「子育て総合支援センター」愛称募集中！

市民のみなさまに親しみと愛着をもっていただけるような愛称を募集しています。

応募資格：市内にお住まいの人
応募方法：市内の公共施設に配布してあるリーフレット裏面の応募用紙に必要事項を記載。

※ハガキ・インターネット・FAXでも応募できます。詳しくはホームページをご覧ください。
必要事項：住所(郵便番号)、名前(ふりがな)、電話番号(携帯可)、愛称とその簡単な説明

応募先：子ども家庭課(市保健センター・市立図書館・市内保育園全園・市内児童館(センター)全館でも受付ます)

締め切り：4月25日(水) 必着
※応募は1通につき1点で、自作・未発表のものに限ります。※応募作品は返却しません。※採用作品についてのすべての権利は倉吉市に帰属します。※個人情報については、倉吉市個人情報保護条例にもとづいて適切に取り扱います。

応募・問合せ先：〒682-8611 倉吉市葵町722
倉吉市子ども家庭課(TEL 22-8100 / FAX 22-7020)

Q4 好きなことをするの？
A4 自由に来所して遊んだり親子でくつろいでいただけです。また、子育てにかかわる情報を得たり、スタッフの保育士へ子育て相談をしたり、子育てサークル・ボランティアの活動場所としてご利用いただけます。その他にも、仲間づくりのきっかけや遊びのヒントになる楽しいミニプログラムや、子育てを支える地域の専門機関・グループなどと協力した子育て応援事業も計画しています。

詳しくは、次号(5月1日号)でお知らせします。

子育てを通して、子どもも大人もともに出会い、成長し合えるセンターとして親しんでいただけますので、お楽しみに！

※問合せ先：子ども家庭課子育て支援係(TEL 22-8100 / FAX 22-7020)

★このほかに、平成19年度倉吉市委託事業として次の4か所でも子育て支援センター事業を行います。詳しくは各センターにお問い合わせください。

■ババール園地域子育て支援センター(山根425)

TEL 26-0211

■のびのび子育て支援センター(上井781-1)

TEL 26-3436

■小鴨保育園 地域子育て支援センター(中河原551-1)

TEL 28-2836

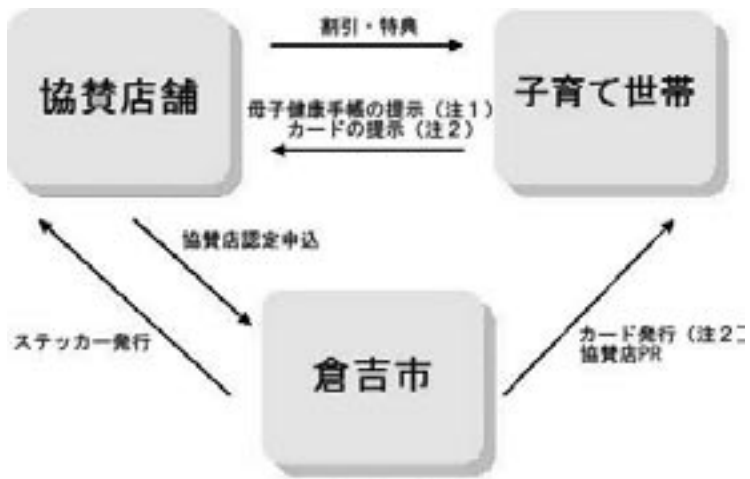
■関金保育園 地域子育て支援センター(関金宿2830-2)

TEL 45-2853

このステッカーが協賛店の目印です



※妊婦の人がいる世帯は、母子手帳の提示で割引・特典を受けることができます。



(注1) 妊婦の人がいる世帯の人に限りです。
(注2) 小学校就学前の子どもがいる世帯の人に限りです。

◇次回「市報くらよし」で協賛店と協賛内容を紹介いたします。
※問合せ先：企画課若者定住推進室
(TEL 22-8161 / FAX 22-8144)

市議会報告 3月定例会

平成19年度一般会計予算及び特別会計予算案など、56議案を審議

平成19年3月第3回倉吉市議会定例会が、3月5日から20日まで開催され、平成19年度一般会計予算案および特別会計予算案など56議案、陳情12件、議会発議2件などが審議されました。特に、公共下水道条例の一部改正については、活発な議論が行われました。

会議録(質問、答弁などは、各地区公民館、各人権文化センター、市立図書館、市役所2階の市民と市長のふれあいコーナーなどで、6月下旬から市議会会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご覧になれます。

議案

【原案可決 54件】

●平成18年度の一般会計、各特別会計など計10件の補正予算案件 ●平成19年度の一般会計、各特別会計など計19件の予算案件 ●倉吉市副市長の定数を定める条例など21件の条例案件 ●市道の路線の認定と廃止について ●新市建設計画の変更について ●鳥取中部ふるさと広域連合の規約の一部を改正する規約について

【趣旨採択 1件】

●複式学級解消措置の継続について

【不採択 3件】

●労働法制の拡充を求める意見書提出について ●現行保育制度の堅持・拡充等を求める意見書提出について ●公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全を求める意見書提出について

【陳情のまま据え置く 1件】

●「グリーンスコールせきかね」存続について

【継続審査 4件】

●学校医の報酬について ●倉吉市の幼児教育について ●新斎場建設候補地の推薦撤

【採択 3件】

●旧日本たばこ西側道路の拡幅整備について ●WTO・FTA交渉に関する意見書提出について ●安全・安心の医療・看護体制を確立するための医師・看護師の増員を求める意見書提出について

【報告受理 1件】

●倉吉市国民保護計画の作成について

【陳情 1件】

●新斎場建設候補地の推薦撤

【継続審査 4件】

●学校医の報酬について ●倉吉市の幼児教育について ●新斎場建設候補地の推薦撤

【採択 3件】

●旧日本たばこ西側道路の拡幅整備について ●WTO・FTA交渉に関する意見書提出について ●安全・安心の医療・看護体制を確立するための医師・看護師の増員を求める意見書提出について



●倉吉市保存樹の紹介・・・①
 広瀬のホンシヤクナゲの群落(倉吉市広瀬)
 倉吉市保存樹 指定番号 106 (平成17年2月25日指定)
 樹名…ホンシヤクナゲ
 ホンシヤクナゲは本州、四国の深山に自生する常緑低木です。紅紫色の花は、豪華でありホンシヤクナゲのホンは、多くのシヤクナゲの中でも、最も美しいという意味です。
 4月中旬、満開時の林内は、まるで電光のごとく明るく近郷まなな群生です。今年は4月15日ごろからが見ごろです。(倉吉市の緑を守り育てる審議会 会長 森本満喜夫)
 ※問合せ先…市民参画課(☎22-8159/FAX23-3701)